

層之「」は「横十三丙北支」坑出土で、第四期に分期する。^(註1)つまり、この刻辭は陳夢家氏のいわゆる「王室正統」ではない武丁期卜辭に該当する。「王室」以外の卜占機關への納入の可能性もあり、この「人」骨とした刻辭についても、再考の必要があると考える。^(註2)

さて、以上を前置きとして、ここから本論に入る。

骨材貢納の制度は、龜材に比して整備されているらしく、骨臼ならびに骨面に刻まれた貢納記事には日付や署名の入っている例が多い。基本的に、骨材は「乞」者あるいは「示」者が直接、卜府に納入する形が明確に知られる。

「乞」者とは徴収者（もしくは収集者）であり、「示」者は卜占用として適切なものを納入する役目を負った者である。「示」者が單獨で貢納する場合、すなわち自前の骨材を自ら選別することが多い。自前ではなく、他者から徴収（もしくは収集）する場合、「示」者が「乞」者を兼務することになる。

刻辭例では「A示」の形での貢納が最も多い。また、被「乞」者の見える刻辭には、「乞」者あるいは「乞示」者が明示される例が多い。この點、龜材貢納にみられた、「乞」者不明が多いという状況とは異なっている。

これら骨材貢納者について、(一)として「示」者・「乞」者・「乞示」者を取りあげ、ついで(二)として「示」者・「乞」示」者などを介して貢納する者、すなわち被徴収者を取りあげたい。

(一)「示」者・「乞」者・「乞示」者

骨材に「示」あるいは「乞」、もしくは「乞示」と刻まれて貢納する者は、つぎの八一者である。

- 「允0018 (乞)」「羌0064立0213 (示)」「羌0064目0601 (示)」「羌0064宮2038 (示)」「羌0064後2292 (示)」「羌0064橐3187 (示)」「保0085ㄱ3295 (示)」「屈0088 (示)」「邑0305 (示・乞)」「女0422 (示)」「昃0425 (示・乞)」「妣0426 (示)」「安0452 (示)」「姪0476 (示)」「妣0485 (示)」「子0580□」「子0580央0209 (示)」「見06250626 (複數例) (示)」「𠄎0757 (示)」「𠄎08300831 (示)」「𠄎1188 (示)」「阡1287 (示)」「利1486 (示)」「犬1585 (複數例)」「𠄎1732 (示)」「龜1875 (示)」「旬1922 (示・乞・乞示)」「廩2016 (示)」「雍2180 (示)」「𠄎2221 (示)」「彼2292 (示・乞示)」「𠄎2510 (示)」「奠2716 (示)」「壺2737 (示)」「𠄎2825 (複數例)含む(示)」「井2859 (示)」「𠄎2864 (乞)」「中29242925 (示)」「古2932 (示)」「史2933 (示)」「

- 「帝2983・帝2983□ (示)」「帝2983女0422 (示)」「帝2983旻0425 (示・乞示)」「帝2983妣0426 (示)」「帝2983筭0452 (示)」「帝2983婦0453 (示)」「帝2983妹0462 (示)」「帝2983姪0476 (示)」「帝2983姪0489 (示)」「帝2983嬖0501 (示)」「帝2983汝0516 (示)」「帝2983妣0517 (示)」「帝2983妣0518 (示)」「帝2983娘0521 (示)」「帝2983柎0657 (示)」「帝2983貝0714 (示)」「帝2983柎1421 (示)」「帝2983利1486 (示)」「帝2983羊1561 (示)」「帝2983龍1827 (示)」「帝2983龔1828 (示)」「帝2983廬1829 (示)」「帝2983寶1924 (示)」「帝2983宅2062 (示)」「帝2983寶2066 (示)」「帝2983彖2510 (示)」「帝2983辛2511 (示)」「帝2983喜2799 (示)」「帝2983豐2807 (示)」「帝2983井2859 (示・乞・乞示)」「帝2983竹3097 (示)」「帝2983良3299 (示)」「帝2983人3300 (示)」「畫3092 (示)」「作3227 (乞・乞示)」「王3246 (示)」「良3299 (示)」「小3329邑0305 (示)」「小3329臣0651 (示)」「小3329臣0651聞0696 (乞)」「小3329臣0651中2925 (乞示)」「

記事刻辭の形としては「A示」「A乞自B」「A::自B乞」「A自乞B」「乞自B::A」「乞自B::A示」「A示::自B乞」「自乞B::A示」などの形で見られる。^(註10)また、一般的形式としては日付と署名がみられ、この點、龜材に比して圧倒的に多い。日付と署名がみられることは、卜占材料を保管するための、しかるべき場所、おそらくは王朝の機關としての「卜府」で納入されたということらしい。^(註11)

日付は干支で表わされているが、特別にタブーとされる日はなかったらしい。^(註12)署名者には、「耳0680」「聯0682」「品0748」「𠄎0793」「韋0826」「争1045」「岳1221」「河1328」「犬1585」「寶2065」「内2132」「丁2179」「巨2285」「豈2287」「永23092310」「𠄎2561」「𠄎2905」「中29242925」「古2932」「𠄎29842985」「允3150」「𠄎3173」「小3329𠄎29842985」の二四者がみえる。これら署名者については、第三節で龜材の署名者とともに論じたい。

「示」者・「乞」者・「乞示」者は、すでに指摘しているように、「卜府」に直接出入り可能な者である。王朝における身分の高い者、あるいは卜占という神聖政治に深く關與する「勢力」を有する者たちである。「示」者で、この最高位にあるのは「王」である。具體的には「□巴王3246示𠄎2864二屯𠄎29842985(合集八七七七反)」とみえる。この刻辭は、「□巴」の日に「王」が骨材二對を、卜占用にと「𠄎2864」に指示し、指示を受けた「𠄎」が、卜府に持って行き、「𠄎」が受納し、署名したことを記す。

この「王」を頂點として、占いに直接かわる貞人、「子」や「帝」の身分にある者、「保」や「小臣」の官職にある者がいる。そして、「羌」や「邑」(小邑)「や」奠」は固有名詞ではなく、集合名詞らしく、卜占による神聖政治に

たいする、一定の勢力と見做される。

この観点から、これら「示・乞」者を整理すると次のようになる。

《神聖政治勢力の頂点としての「王」》

「王³²⁴」の例は右に取りあげた「合集八七九七反」の一例のみで、「王示」としてみえる。

《貞人もしくは貞人に近い神聖政治勢力として中樞にある者》

貞人としての立場（あるいは身分・役職）としてもみえる者には、次の例がある。ただし、納入した時点で貞人であったか否かは、卜辭内容との詳細な比較検討を要するので後考に俟ちたい。

「邑⁰³⁰⁵」の場合、「邑示」「邑乞自B」としてみえる。第一期の貞人例がある。「邑」の性格については、先に述べたように、單なる固有名とは解せられない。

集合名詞の可能性があり、ここでは、「邑」の中の一邑が貞人の役割を擔ったと解しておく（後述の《一定の政治勢力を有する者》参照）。龜材貢納者（「氏」龜者・龜「示」者）でもある。

「犬¹⁵⁸⁵」の場合、「A示」の形、具體的には「犬見⁰⁶²⁶龜²⁸²⁵示」としてみえ、

複数の「示」者の一者としてみえる。第二期の貞人例がある。龜材貢納者（龜「示」者）でもある。「犬」は「犬侯」の例（合集六八一二正など）もある。なお、「犬」には狩獵を司る官名としてもみえるが、ここでの關連は薄いと推定される。

「匚¹⁹²²」の場合、「匚示」「匚乞自B」「匚乞自B」「匚乞自B」

「匚」^Bとしてみえる。第一期の貞人例がある。龜材貢納者（「入」龜者・「氏」龜者・「來」龜者）でもあり、中繼地（不詳）を経ることもあったらしい（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。「方」國としてもみえる（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。

「設²⁸⁶⁴」の場合、「設²⁸⁶⁴乞自B」としてみえる。第一期の代表的貞人である。龜材貢納者（被徵收者）でもある（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。

「中²⁹²⁴」の場合、「中示」としてみえる。貞人例は第一期説と第二期説に分かれる。龜材貢納者（龜「示」者）でもある（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。出土銅器の銘文に「中」^(註17)がみえる。また、後述するように「小臣中」

とあり「小臣」の立場でもみえる。

「古²⁹³²」の場合、「古示」としてみえる。第一期の貞人例がある。龜材貢納者（「氏」龜者・被徵收者）でもある（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。

「史²⁹³³」の場合、「史示」としてみえる。第一期の貞人例がある。龜材の貢納では仲介者と解せられる刻辭がある。

その他に「羌」や「鬲」や「小臣」が冠せられた者のうち、固有名が貞人としてみえる例がある。

「羌⁰⁰⁶⁴立⁰²¹³」の場合、「羌立示」としてみえる。固有名である「立」には貞人例があり、第五期説とされる。

「鬲²⁹⁸³喜²⁷⁹⁹」の場合、「鬲喜示」としてみえる。固有名である「喜」は第二期の貞人例がある。

「鬲²⁹⁸³竹³⁰⁹⁷」の場合、「鬲竹示」としてみえる。固有名である「竹」には貞人例があり、第一・二期説と第二期説がある。

「小³³²⁹臣⁰⁶⁵¹中²⁹²⁵」の場合、「乞自B：小臣中示」としてみえる。貞人「中」はすでに取りあげた。龜材の貢納は、「小臣」としてはみられない。

以上を要するに、卜占材料貢納時期、すなわち特殊記事刻辭のみえる武丁期の貞人としては、「邑⁰³⁰⁵」「匚¹⁹²²」「設²⁸⁶⁴」「古²⁹³²」「史²⁹³³」があり、一説に武丁期とされるものに「中²⁹²⁴」「喜²⁷⁹⁹」「竹³⁰⁹⁷」「立⁰²¹³」があるということになる。

《「子⁰⁵⁸⁰」の立場（あるいは身分）として神聖政治勢力を有する者》

「子」の意味については諸説があるが、ここでは「子⁰⁵⁸⁰某」の形でみえるものを対象とし、これについて、張秉權説、すなわち一種の「親屬的身分」であり、一種の「爵位的名稱」でもあるとの説にしたがっておく。

「子⁰⁵⁸⁰」を冠したものには、次の例がある。

「子⁰⁵⁸⁰□」の場合、「子□示」としてみえる。

「子⁰⁵⁸⁰央⁰²⁰⁹」の場合、「子央示」としてみえる。「子央」は武丁の王子とされるが、丁山説は小乙の子で武丁と同じ輩行とする。龜材貢納者（龜「示」者）でもある（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。

以上、二者のみ指摘できる。

《「帝²⁹⁸³」の立場(あるいは身分)として神聖政治勢力を有する者》

「帝²⁹⁸³某」の形のものについて、『甲骨學一百年』には「第(一)類婦人へ「帝某」の類・筆者注」以王婦或王之兄弟・子輩之婦爲主。在(一)類婦人中、有不少是諸侯、方國及貴族所有的地名、島邦男統計、地名爲「帝某」名者、約占他統計的80位帝名的1/4。如婦周・婦井・婦沘・婦杞等、皆是以方國・諸侯爲名。這些女子應來自該國、她們來嫁于商、顯然帶有政治聯姻的性質、《禮記・郊特牲》「娶于異姓、所以附遠厚別也」即此。爲的是擴大國家的統治基礎」とある。「帝²⁹⁸³」の冠せられた者は「王」の婦人、あるいは「王」の兄弟の婦人もしくは子供の婦人を主として意味するとし、彼女たちは「方國・諸侯」から來嫁したもので、政略的意味があるとす。とすれば、「王」に極めて近い存在であり、また卜辭例から政治上・軍事上、きわめて重要な地位にあったことは明白である。

「帝²⁹⁸³」を冠したものは、次の例がある。

「帝²⁹⁸³・帝²⁹⁸³□」は「帝示」「帝□示」としてみえる。固有名を記さない場合と固有名を判讀できないものについて取りあげた。龜材貢納者(龜「示」者・被徵收・調整者)にもみえる(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。

「帝²⁹⁸³女⁰⁴²²」の場合、「帝女示」としてみえる。固有名である「女」も骨材貢納者で「女示」としてみえる。また侯家莊西北岡東區六組一七九五號墓出土の爵形器に「女」の銘がみえる。なお、「女人(乙一三三六三)」として龜版の反面にみえ甲橋刻辭の可能性があるが、拓本からは確定できない。鍾柏生氏は「女人」を史料として地名とし、「方位・地望今不詳」とする。^(註31)

「帝²⁹⁸³晏⁰⁴²⁵」の場合、「帝晏示」や「帝晏示::自B乞」としてみえる。龜材貢納者(龜「示」者)でもある(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。固有名である「晏」も「晏示」や「晏乞于B」あるいは「晏::自B乞」としてみえる。董作賓氏は鄭國を指し、金文例から後の燕國で、『春秋左氏傳』昭公九年から燕は現在の河北省易州一帯とする。^(註32)

「帝²⁹⁸³妣⁰⁴²⁶」の場合、「帝妣示」としてみえる。固有名である「妣」も「妣示」としてみえる。また、「屈萬里氏は「妣」は「何⁰⁰⁵⁶」に通じるとし、第三期の貞人名とする。^(註33)

「帝²⁹⁸³筮⁰⁴⁵²」の場合、「帝筮示」としてみえる。固有名である「筮」も「筮示」としてみえる。

「帝²⁹⁸³簫⁰⁴⁵³」の場合、「帝簫示」としてみえる。「簫」の字形が「筮⁰⁴⁵²」に「帝」の加えられた形であるので、一應別字として扱っている。しかし、同字説があり、これに従って、刻辭例を検討すると「甲子帝簫⁰⁴⁵³示四屯小叔中(合集一七五一〇日)」と「乙丑帝筮⁰⁴⁵²示一屯小叔中(合集一七五〇八日)」という類似のものがある。「甲子」「乙丑」と連日の入頁であること、しかも連名の署名者が共通して「小叔中」であることから、「帝簫⁰⁴⁵³」と「帝筮⁰⁴⁵²」は同一人である可能性が高い。

「帝²⁹⁸³妹⁰⁴⁶²」の場合、「帝妹示」としてみえる。固有名「妹」について、董作賓氏は沫とも作るとし、朝歌のこととする。^(註36)白川静氏は『詩經』の「桑中」の「沫之郷矣」に當るとし、衛の邑とし、あるいは殷の畿内の地とする。^(註37)

「帝²⁹⁸³姪⁰⁴⁷⁶」の場合、「帝姪示」としてみえる。龜材貢納者(來「龜者」でもある(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。固有名である「姪」も「姪示」としてみえる。

「帝²⁹⁸³姪⁰⁴⁸⁹」の場合、「帝姪示」としてみえる。「續四・三三・一」に「子姪」がみえる。

「帝²⁹⁸³禮⁰⁵⁰¹」の場合、「帝禮示」あるいは「自宜²⁰⁵²::帝禮示」としてみえる。「宜」は建築物らしい(次項ならびに前號・第一節「龜材の貢納」参照)。

「帝²⁹⁸³汝⁰⁵¹⁶」の場合、「帝汝示」としてみえる。固有名「汝」について、董作賓氏は汝水の傍らの地名か國族名とし、汝水は河南省嵩県の西南より流れるとする。^(註38)

「帝²⁹⁸³姁⁰⁵¹⁷」の場合、「帝姁示」としてみえる。字形から「汝⁰⁵¹⁶」と「姁⁰⁵¹⁷」を一應別字としたが、董作賓氏は同じ字とし、汝水の汝とする。^(註39)

「帝²⁹⁸³彤⁰⁵¹⁸」の場合、「帝彤示」としてみえる。龜材貢納者でもある(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。固有名である「彤」は「王族卜辭」にみえるとする。^(註40)

「帝²⁹⁸³娘⁰⁵²¹」の場合、「帝娘示」としてみえる。龜材貢納者(龜「示」者)でもある(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。

「帝²⁹⁸³柅⁰⁶⁵⁷」の場合、「帝柅示」としてみえる。

「帝²⁹⁸³貞⁰⁷¹⁴」の場合、「帝貞示」としてみえる。固有名である「貞」の銘文のある青銅器が出土している。出土地は河南省羅山縣天湖村の殷代墓地で、うち九基の墓から、二六件の銅器に「貞」の銘文がみられ、報告者は「息」に釋

文し、また、当該刻辭を引用し、「息族是商王朝的異姓方國、與商王通婚、双方關係是相當密接的」と理解する。^(註41)

「帝2983杞1421」の場合、「帝杞示」としてみえる。「杞1418」と同字説があるが、^(註42) 今後に検討したい。

「帝2983利1486」の場合、「帝利示」としてみえる。固有名である「利」も「利示」としてみえる。「利」について、丁山氏は『尚書』西伯戡黎の黎國とし王都に近いとする。^(註43) また、第三期の田獵地としてみえる(合集二七一四六)。

「帝2983羊1561」の場合、「帝羊示」としてみえる。龜材貢納者(「來(仲介)」「龜者」)で、「雀1790」や「般3129」の貢納の仲介者としてみえた(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。

「帝2983龍1827」の場合、「帝龍示」としてみえる。固有名は龜材貢納者(「取」^(註44) 龜者)でもあり、「方」國名でもある(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。

「帝2983龔1828」の場合、「帝龔示」としてみえる。「龔」という人名もしくは國族名として、王朝の「令」を受ける立場としての卜辭(合集六五八一八)や「王」との關連が知られる。卜辭(合集七三三二正)、卜占地點や農業關係でもみられる。^(註45)

「帝2983龐1829」の場合、「帝龐示」としてみえる。固有名は龜材貢納者(龜「示」者)でもあり(前號・第一節「龜材の貢納」参照)、國族名でもあり、「王」あるいは「帝好」「師般」「多射」などと同じ卜辭上にみえ、軍隊に關する内容らしき卜辭があり、また受年地でもある。^(註46)

「帝2983寶1924」の場合、「帝寶示」としてみえる。

「帝2983宅2062」の場合、「帝宅示」としてみえる。

「帝2983寶2066」の場合、「帝寶2066示」としてみえる。固有名の「寶2066」關係として、「子寶2066」のみえる卜辭例(合集一三八九〇)がある。ただ、この字形には異體字が多く、『類纂』には一〇種類掲げられている。また、「2065」の「寶」^(註47) とも同一字とする説もみられ、今後の研究の進展によっては變更の可能性もある。

「帝2983彘2510」の場合、「帝彘示」としてみえる。固有名である「彘」も「彘示」としてみえる。また龜材貢納者(龜「示」者)でもある(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。第五期卜辭である「合集三六七五」などに「彘」が卜占地點の例があり、董作賓氏は帝辛十一年四月の人方征伐の歸路途上の地點と

卜占用龜骨の貢納制概略(下)

し、島邦男氏は「東南地域の地名」として指摘し、「殷都安陽と商邑間の往還途上」にある地名で「商邑の郊にある彘」とし、陳夢家氏は「彘」を「意」に釋文し、「商孝之鄙」に在るとする。^(註48)

「帝2983辛2511」の場合、「帝辛示」としてみえる。^(註49)

「帝2983喜2799」の場合、「帝喜示」としてみえる。先述のように、固有名である「喜」は貞人との説がある(《貞人もしくは貞人に近い神聖政治勢力として中樞にある者》の項参照)。固有名は龜材貢納者(「入」龜者・龜「示」者)でもあり、「侯喜」ともみえる(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。「戊子卜王在師喜卜(合集二四三三六)」とあり、「喜」は「王」の軍隊が駐留し、くわえて卜占地でもあった。「方國名」とする説もある。^(註50)

「帝2983豐2807」の場合、「帝豐示」としてみえる。固有名は龜材貢納者(龜「示」者)でもある(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。「合集六〇六八正」の卜辭に「我奠豐」が「苦0738方」の征伐對象としてみえる。^(註51)

「帝2983井2859」の場合、「帝井示」「帝井示：自B乞」「帝井乞自(B)」としてみえる。龜材貢納者(龜「示」者・被徵收・調整者)でもあり(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。「龍方」を征伐する卜辭(合集六五八五正)など、みられる。固有名である「井」も「井示」としてみえ、龜材貢納者(龜「示」者)でもあり、「方」國名でもある(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。

「帝2983竹3097」の場合、「帝竹示」としてみえる。先述したように、固有名である「竹」は卜官としてみえ(合集二三八〇五〥錄五一九)、また貞人との説がある。^(註52)

「帝2983良3299」の場合、「帝良示」としてみえる。固有名の「良」は「丁巳卜行貞王田亡災在良(前二・二一・三)」とあり田獵地でもある。

「帝2983ハ3300」の場合、「帝ハ示」としてみえる。固有名は第二期の「王」の行幸地としてみえる。^(註53)

以上、「帝某」の例は多く三三三例みえ、「帝」の冠せられない、固有名のも五例ある。「方國・諸侯」を背骨(バックボーン)とする「帝某」が、「示・乞」者として多大な役割を擔っているということになる。

《官職名の冠せられた者》

「小臣某」

「小臣」は卜辭にみえるやや高位にある官名で、王命を受け征伐などを行い、ここに見られるように、卜事關係の役目を負う。^(註57)

「小 3329 臣 0651 从 0066」の場合、「小臣从示」としてみえる。固有名である「从」には甲尾刻辭にみえる「入」者とする説があるが、拙論では「弔 2630」とし、「从」に釋文しなかつた。^(註58)

「小 3329 臣 0651 間 0696」の場合、「乞自 B：小臣間」としてみえる。

「小 3329 臣 0651 中 2925」の場合、「乞自 B：小臣中示」としてみえる。固有名としての「中」は「中示」としてみえ、龜材貢納者（龜「示」者）でもあり（前號・第一節「龜材の貢納」参照）、真人例がある（既出）。

「保某」

「保」については、官名説があり、ここでは「小臣某」と同様の形とみて、官名説にしたがっておく。^(註59)

「保 0085 𠄎 3295」の場合、「保𠄎示」としてみえる。
以上、官職名の冠せられた者には「小臣」と「保」があり、「小臣某」が三例、「保某」が一例みられた。

《一定の政治勢力を有する者》

「羌某」

「羌」について、いわゆる羌方は「萬三千人」の軍隊を差し向けるほどの敵國としてもみえ、各種の羌があり、複雑である。^(註60) 陳夢家氏は夏后氏と同族である姜姓に關係あるとする。^(註61) また、吳澤説は「羌龍」「羌衛」を指して「羌方の君長の名」とし、また、白川静氏は「骨曰刻辭には：羌某と稱するものがある。おそらく羌人にして殷の聖職に加はったものであろう」とする。^(註62) しかしながら、「殷の聖職」だとすれば、相應の官名が與えられるであろうし、さらに、この「羌某」は、遠方の想定される龜材の貢納例が現在のところ見えず、骨材貢納の「示」者としては、「王」をはじめ真人や官職にある者、あるいは「子」や「帚」の身分の者が多数を占めるところから、羌方の「羌」としては即斷しがたい。そこで、「文字集」²では「羌」は身分もしくは立場を示すらしいとした。どのような立場であったかについては、今後の課題としたい。

「羌 0064 立 0213」の場合、「羌立示」としてみえる。固有名である「立」には真人例がある（既出）。

「羌 0064 目 0601」の場合、「羌目示」としてみえる。固有名である「目」には「子目」の例、「小目」の例があり、「目」として「方」國名や、田獵地（第二期以降）としてみえる。^(註64) 鍾栢生氏は「殺 0950」に近い地方として、「目」を河南孝城附近とする。^(註65)

「羌 0064 宮 2038」の場合、「羌宮示」としてみえる。固有名「宮」は田獵地（第二期以降）でもある。^(註66) なお「宮」には地名以外に、室の意味があり「王」の居住する處とされる。^(註67)

「羌 0064 彼 2292」の場合、「羌彼示」としてみえる。固有名である「彼」の場合、「彼示」あるいは「乞自 B：彼 2292 示」としてみえる。

「羌 0064 橐 3187」の場合、「羌橐示」としてみえる。固有名である「橐」は龜材貢納者（被徵收者）でもあり、また「橐廬 2208」は中繼地としてみえる（前號・第一節「龜材の貢納」参照）。

「邑」と「奠」

「邑」の性格については、單なる固有名とは解せられない。^(註68) 集合名詞の可能性があり、「文字集」¹³では「小邑」が「邑」との差別化を示す概念とすれば、『邑』自體は固有名ではなく、何らかの立場をひとくくりする概念らしいとした。また、「奠」についても、龜材の貢納の考察のみならずればであるが、單一の固有名ではなく多種あつたらしく、貢納する際に經過する中繼地も一箇所ではなく、數箇所みられるところから、^(註69) 集合名詞的要素があるらしい。

ちなみに、董作賓氏は族名の「奠」以外に、「我奠」の「奠」は、「郊外之甸」の「甸」の假借とし、王畿や各族それぞれの支配地の郊外を指すとした。^(註70) また陳夢家氏は、「奠」は「殷王國範圍」の内であり、「郊甸（都に近い田舎）」の「甸」、すなわち「甸」という區域を指すとし、後世の『周禮』などの文獻や周の金文例を検討し、いわゆる五服を想定するとともに、「師晨鼎」にみえる「邑人」と「奠人」とを取り上げ、「邑」と「奠」は「國」と「郊」あるいは「都」と「鄙」の對立關係に同じとする。^(註71) この陳説を承けた張亞初説によれば、後世の「奠人」の例から、「奠」は區域名であると同時に官職名であったことになる。^(註72) とすれば、卜辭にみえる「邑」ならびに「奠」は區域を意味する可能性もある。^(註73)

しかし、他方で白川静氏は「鄭は鄭州を中心とする一帯に據有した雄族」とし、陳夢家「甸服」説を批判し、族名地名として解すべきとする。^(註74) 鍾栢生説も

「鄭」は氏族名で、族群分支が多く、考古學的にも河南鄭州一帯が久居の土地とする^(註5)。

いずれが妥當か現在の時點では判断する力量がないが、卜占材料の貢納者としての「邑」と「奠」の考察から、ともに単一の固有名というより集合名詞的な意味があり、「邑」あるいは「奠」という立場といった程度の意味に解しておく。なお距離的には、「邑」が王都により近く、「奠」がより遠いらしい。

そこで一應、「邑」⁰³⁰⁵の場合、「邑」の中の一邑が貢納したと理解しておく。

「邑示」「邑乞自B」としてみえる。第一期の貞人例があるが(既出)、この場合も、「邑」の中の一邑が貞人の役割を擔ったと解しておく。龜材貢納者(氏)龜者・龜「示」者)でもある(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。

「奠」²⁷¹⁶の場合、右の考察にしたがい「奠」の立場にある一者を指すと理解しておく。「奠示」としてみえる。龜材貢納者(人)龜者・「取」龜者・「來」龜者)でもあり、納入する場合(來・取)、中繼地(襄⁰⁰³⁰「声⁰⁶¹⁵」寧²⁶⁸⁷)を経ることがあり、また、受年地や田獵地としてもみえる(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。なお、「奠」²⁷¹⁶を區域もしくは官職名ではなく、地名と考えた場合、一所ではなく、多所にわたることになる。

以上、一定の身分か立場を表す者、あるいは集合名詞的に用いられ一定の政治勢力を有する者について取りあげた。「某某」は五例、このうち固有名としては貞人名や田獵地名としてみられる。他に「邑」「小邑」「奠」を取りあげた。「邑」には貞人例、「奠」には受年や田獵の地名としてみられた。

このように、「王」を頂點として諸「帝」や諸「子」や「小臣」や「保」など、「王」に近い立場の者たちや一定の政治勢力を有する者が、骨材貢納に携わっていることが知られる。

これら以外の者には、次の者がある。

「允」⁰⁰¹⁸の場合、「允乞自B」としてみえる。被徴収による貢納例もある(次項(二)参照)。「乙丑卜王在師允卜(合集四一〇七一||南師一・一八九)」との卜辭があり、軍隊駐留地であり、卜占地點でもあった。

「屈」⁰⁰⁸⁸の場合、「屈示」としてみえる。卜辭(合集一〇二六||甲三三三三)に「侯屈」とあり「侯」の身分であった。

「妣」⁰⁴⁸⁵の場合、「妣示」としてみえる。

「見」⁰⁶²⁵「見」⁰⁶²⁶の場合、「A示」の形、具體的には「犬¹⁵⁸⁵見²⁸²⁵示」とあり、複

卜占用 龜骨の貢納制概略(下)

數の「示」者の一者としてみえる。龜材貢納者(人)龜者・「氏」龜者・被調整者)であり、「廳²⁰⁵¹(建造物)」に「入」龜する例がみられ、また「方」國の例もある(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。

「𠄎」⁰⁷⁵⁷の場合、「𠄎示」としてみえる。龜材貢納者(氏)龜者)でもある(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。

「𠄎」⁰⁸³⁰「𠄎」⁰⁸³¹の場合、「𠄎示」としてみえる。龜材貢納者(龜「示」者)でもある(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。

「𠄎」¹¹⁸⁸の場合、「𠄎示」としてみえる。龜材貢納者(龜「示」者)でもある(註79)。「𠄎」の位置について、丁山氏は「𠄎」は「孟」の通假字とし、春秋衛國の欽孟とする。また、被徴収による貢納もある(次項(二)参照)。

「阨」¹²⁸⁷の場合、「阨示」としてみえる。龜材貢納者(人)龜者)でもある(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。「阨」の字形には異體字が多い。

「𠄎」¹⁷³²の場合、「𠄎示」としてみえる。龜材貢納者(人)龜者・「取」龜者)でもある(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。

「龜」¹⁸⁷⁵の場合、「龜示」としてみえる。龜材貢納者(龜「示」者)でもある(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。

「廩」²⁰¹⁶の場合、「廩示」としてみえる。「□巳卜爭貞令王族从廩蜀⁰⁶²⁷叶王事：六(懷七二)」との卜辭があり、「廩」は「王族」とともに行動している。田獵地(第四期)としてみえる。

「雍」²¹⁸⁰の場合、「雍示」としてみえる。異體字があり、それには受年地もみられる。

「𠄎」²²²¹の場合、「𠄎示」としてみえる。

「壺」²⁷³⁷の場合、「壺示」としてみえる。

「𠄎」²⁸²⁵の場合、「A示」の形、具體的には「𠄎示」あるいは「犬¹⁵⁸⁵見⁰⁶²⁶𠄎示」すなわち複數の「示」者の一者としてみえる。龜材貢納者(人)龜者)でもある(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。また、「小臣𠄎」の龜材貢納例もみえる。

「畫」³⁰⁹²(示)の場合、「畫示」としてみえる。龜材貢納者(人)龜者・

「來」龜者)でもあり、納入する場合(入・來)、中繼地(敦¹⁹⁸⁶「高²⁰⁰⁶」)を経ることがあり、また、受年地としてもみえ、「子畫」という立場もみえる

(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。

「作³²⁷」の場合、「乞自B…作」あるいは「乞自B…作示」としてみえる。以上、「示…乞」者について、卜占による神聖政治にたいする、一定の勢力のある者との観点から整理した。「王」や貞人が占いに直接かわり、「卜府」に出入りする立場もしくはこれに準ずる立場として、「示…乞」者としての役割を擔ったことは、自然なことであり、重視すべき点ではある。また、王朝の高位にある「子某」や「冔某」や「侯某」、少数であるが、高官にある「小臣某」や「保某」、および一定の政治勢力を有する者が、骨材の貢納に攜わっていることが知られた。

(二)「示」者・「乞(示)」者などを介して貢納する者

「乞(示)」者によって徴收もしくは収集、あるいは「示」者の仲介によって、骨材を貢納する者は、つぎの一二者である。なお「自」の文脈のみから知られる貢納者は、「乞」字などの脱落か省略した例として、ここに含んでおく。「允⁰⁰¹⁸」「罍⁰⁶⁵²」「缶⁰⁷³⁰」「罍⁰⁷⁵⁶」「罍⁰⁷⁵⁷」「罍¹¹⁸⁸」「罍¹⁷³⁵」「罍²⁰⁵²」「新²⁵²⁸束²⁵⁷¹」「古²⁹³²」「罍²⁹⁸³井²⁸⁵⁹」「罍³³⁰⁸」
各々について、つぎに略述したい。

「允⁰⁰¹⁸」の場合、「…允…A示」としてみえる。「乞」者の立場もあり、軍隊駐留地であり、卜占地點でもあった(既出)。

「罍⁰⁶⁵²」の場合、「A示…自罍乞」「A示…自罍」「自乞罍…A示」「A…自罍乞」「A乞自罍」「乞自罍」「A乞于罍」「自罍」などとしてみえる。龜材貢納者(「入」龜者・被徴收者)でもある(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。卜辭(合集四三〇〇正)に「方罍」がみえ、「方」が前にあり通例とは異なるが、「方」國であった可能性がある。

「缶⁰⁷³⁰」の場合、「乞自缶…A示」としてみえる。龜材貢納者(「缶乞」あるいは「缶」のみでみえる)でもある(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。「缶」には、「小臣缶」との銅器の銘文があり、帝乙帝辛時代とされる。陳夢家氏は「缶」は「甸」に同じとし、武丁時代の「晉南諸國」の一つとし、『水經注』河水注卷四にみえる陶城で現在の山西省永濟縣とする。

「罍⁰⁷⁵⁶」の場合、「乞自罍」「A示…自罍乞」「乞自罍…A」「乞自罍…A示」などとしてみえる。

「罍⁰⁷⁵⁷」の場合、「乞自B」としてみえる。「示」者の立場もあった(既出)。龜材貢納者(「氏」龜者)でもある(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。「罍¹¹⁸⁸」の場合、「乞自罍…A示」「乞自罍」「A乞自罍」「乞自罍…A」としてみえる。「示」者でもある(前項参照)。龜材貢納者でもある。
「罍¹⁷³⁵」の場合、「乞自罍」としてみえる。「罍」の地名について、丁山氏は「集」に釋文し、殷周交替期の「殷商勤王之師」の一つとする。龜材貢納者でもある。
「罍²⁰⁵²」の場合、「自罍日付A示」としてみえ、胡厚宣説は貢納者とするが、字形や他の卜辭、また文脈から建築物とした。これについては後述したい。

「新²⁵²⁸束²⁵⁷¹」の場合、「自新束乞」「乞自新束」「A示…自新束乞」などとしてみえる。
「古²⁹³²」の場合、「A示…自古乞」としてみえる。「示」者、署名者でもある。龜材貢納者(「氏」龜者・被徴收者)でもある(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。また、第一期の貞人例がある(既出)。

「罍²⁹⁸³井²⁸⁵⁹」の場合、「自罍井」としてみえる。「示」者・「乞」者・「示」者でもある(既出)。龜材貢納者(龜「示」者・被徴收者・調整者)でもある(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。

「罍³³⁰⁸」の場合、「乞…自罍」「自罍」などとしてみえる。刻辭の形式からは貢納者との判断もできるが、「命³³⁰⁹」の省略形とも解せられ、すでに場所あるいは建造物の可能性を指摘しておいた(前號・第一節「龜材の貢納」の「(六)その他」参照)。

他に文例不備もしくは脱落によって、「示…乞」者か被徴收者か不詳のものに、「罍²⁹⁸³罍¹⁴³⁴」「罍²⁹⁸³杏¹⁴⁵⁹」「易³³²⁸」「小³³²⁹臣⁰⁶⁵¹」などがある。

以上、「示」者・「乞(示)」者などを介して貢納する者、すなわち被徴收者について取りあげた。このうち、「允⁰⁰¹⁸」は「乞」者の立場のこともあり、「缶⁰⁷³⁰」は時代が下がるが「小臣」としてみえ、「罍⁰⁷⁵⁷」と「罍¹¹⁸⁸」は「示」者の立場のこともあり、「古²⁹³²」は「示」者の立場のこともあり、「罍²⁹⁸³井²⁸⁵⁹」は「示」者・「乞」者・「示」者の刻辭例もみられた。これらから、被徴收者として定まった身分あるいは立場というものはないらしい。換言すれば、ヒエラルヒーの一階級として位置づけられるといった性格のものではなく、時と事情によって徴收者と被徴收者のいずれの立場でもとりうる、

ということらしい。

(三) 建造物からの「貢納」

龜材貢納関連では、すでに場所あるいは建造物らしい文字を指摘しておいたが、骨材の貢納に関連しても、この可能性の高い文字がみられる。「宜²⁰⁵²」と「𠄎³³⁰⁸」は、貢納者すなわち被徵收者として一旦取りあげておいたが、建造物もしくは場所の可能性がある。

「宜²⁰⁵²」について、具體例は「自宜己未²⁹⁸³ 𠄎⁰⁵⁰¹ 示一屯²⁹⁸⁴ 𠄎²⁹⁸⁵」（合集一七五一四）とある。「文字集」118では、字形と卜辭例（王饗于宜（屯南二四七〇））および文脈から建築物とした。この刻辭は、「宜」より受けた骨材一對を、「己未」の日に「𠄎²⁹⁸⁵」が「示」という形で卜占用に貢納し、卜府の「𠄎」が受納し、署名したことを記す。想像を逞しくすれば、「屯南二四七〇」の卜辭内容に「宜」が饗宴の場所をあらわしているところから、饗宴に用いられた牛の骨が、「示」者としての「𠄎²⁹⁸⁵」の手を経て「卜府」に入ったとも考えられるし、あるいは、「宜」が骨材の修祓か何かに関連する施設とも考えられる。「𠄎³³⁰⁸」については、「𠄎³³⁰⁹」の異體字もしくは省略形とすれば、宗廟の可能性があるとされた。^(註66)

なお、歴組に属する刻辭にも場所（建造物）の可能性のある文字があり、これらについては次項で取りあげたい。

(四) 歴組の「特殊記事刻辭」

歴組に属するとされる刻辭にも「特殊記事刻辭」がみられる。

そもそも、ここでいう「特殊記事刻辭」は、胡厚宣氏が「武丁時五種記事刻辭」と題し、武丁時代に盛行したものとして刻辭のことであり、本稿の検討対象としてきたものである。^(註67)「武丁時代に盛行」したとする陳夢家氏は、後世の第四期（武乙時代）の骨面刻辭にもみられるとし、貞人「歴」のみえる一群の卜辭、いわゆる歴組卜辭のみえる骨面に刻まれたものを指摘した。この陳氏の歴組の時代区分には異論がある。第一期もしくは第二期に溯らせる説があり、

卜占用龜骨の貢納制概略（下）

現在も第四期説との兩派に分かれる。かつて、筆者は復古説の始まりである董作賓『甲骨文斷代研究例』引用卜辭にまで戻り、そこで第四期に時代区分された卜辭の出土坑位と時代区分の諸説を検討し、歴組卜辭の第四期説についても白紙にもどすべきとした。^(註68)同様に、この「特殊記事刻辭」を第四期とし、復古的行為と考えるのも、あまりに突發的すぎる感がある。

そこで、本稿では時代区分としては、武丁時代という立場をとることとして、歴組の「特殊記事刻辭」を次に検討したい。

歴組の骨面にみえる「特殊記事刻辭」の諸説のうち、時代が下るとする立場の説では、かなり異なる理解のなされるものもある。^(註69)武丁時代の用語とはかなり違った理解である。しかし、ここでは極力、武丁時代の文例と用語を参照して検討したい。

刻辭の文例として多数を占める形には「日付（干支）A 乞骨若干B」と「日付（干支）A 乞B 骨若干」がある。従来の文例と大きな異同はないが、「骨若干」という表現は直接の形としては従来のそれにはみえない。しかしながら、「一骨」という表現は三例（合集六八二）「合集一五七三四曰」「合集一七六二八）みえる。^(註70)この「一骨」は「屯（一對二本）」の片割れの一本の意味で、一般には「半」で表現される。歴組の「骨若干」の若干には「一」「三」「六」「七」と奇数が多く、肩胛骨は一對であるから、「屯」という助數詞を省略して、骨一對、骨三對、骨六對、骨七對という意味で用いられた可能性もある。また、この形の文例のAとBは固定しており、Aが「𠄎²⁵⁴⁹」、Bが「𠄎¹⁹²²」である。被徵收者のBである「𠄎」は、歴組以外にもみえる貢納者・仲介者であり、龜材ならびに骨材の貢納に關係し、貞人としてもみえ、「卜府」に出入りできる立場にあった。これに對して「乞」者であるAの「𠄎」は、歴組以外にみえない。^(註71)

他の文例として「日付（干支）A 乞骨若干自CB」がある。これは「自C」の部分のあるところが、通常の文例とは異なるし、歴組の右の文例とも異なる。具體的には「乙未²⁵⁴⁹ 乞骨六自³³¹⁰ 𠄎¹⁹²²」（屯南三〇二八）であり、AとBは先の文例と同様である。したがって、「自C」がこの歴組の刻辭の特色と考えられる。このCは「𠄎³³¹⁰」である。ちなみに、龜材の貢納のところであるが、「自C（乞）」の形で、場所（建造物）としての可能性のあるものとして指摘した文字に「𠄎³³⁰⁸」と「𠄎³³⁰⁹」があった。^(註72)この二者は歴組刻辭にもみられる。

「左骨若干自C」と「自CB」の形として両者のCに「𠄎³³⁰⁸」がみえ、「A左骨若干自C」の形としておなじくCに「𠄎³³⁰⁹」がみえる。Aは「𠄎」、Bは「𠄎」で變化しない。すなわち、「𠄎³³⁰⁸」と「𠄎³³⁰⁹」と「𠄎³³¹⁰」の三者は同じ意味の文字すなわち異體字で、場所（建造物）の可能性が高いということである。

また、他に「文字集」で「納入地」として指摘しておいたものに「𠄎¹⁹⁹⁹」「𠄎²⁰⁰⁰」があるが、二者とも「𠄎」が関係しており、歴組卜辭に属している。「若干在CB」と「CB」の形で、具體例は「𠄎¹⁹⁹⁹𠄎²⁰⁰⁰」(屯南四二四八)と「𠄎¹⁹⁹⁹𠄎¹⁹²²」(合集四六八五)が該当する。また、龜材の納入地として「𠄎¹⁹⁹⁶」があり、これと「𠄎」と「𠄎」はいずれも一部が建造物の形であり、文字構成に共通するものがあり、異體字の可能性がある。龜骨納入に關係する施設で、しかも「𠄎」がかかわっていることになる。

要するに、歴組の刻辭で、納入事情もしくは経過を記す刻辭の検討から、場所（建造物）と「𠄎¹⁹²²」が密接な關係にあり、龜骨の出納に深くかかわっているということが知られる。したがって、文例の「自CB」の形、例えば「自𠄎³³¹⁰𠄎¹⁹²²」の場合、「𠄎の𠄎より」納入するという意味になり、歴組の「特殊記事刻辭」の性格の一端として、ある建造物と骨材の出納に關係があるということはいえる。

(五) 小結

骨材貢納は、「示」者や「乞」者が中心であり責任ある立場にあった。ただし徴收者（「示」者・「乞」者）と被徴收者の身分的差別があるという性格のものではなかったらしい。

「示」者や「乞」者には、「王」や貞人、あるいは王朝の高位にある「子某」や「𠄎某」「侯某」、少数であるが、高官にある「小臣某」や「保某」および一定の政治勢力を有する者がいた。いずれも、各々の身分や役職から、朝廷あるいは大邑（殷墟）もしくは大邑に遠くない地域に在住していたはずである。このことは龜材がかなり廣範囲から貢納（「入」龜者などによる貢納）されるものであったことと異なる。

ところで、占いに使用される骨材は牛の肩胛骨がほとんどである。これを貢納のための材とするには、脱脂が必要とされる。肉を殺いだままと長く臭氣

を發するからである。この脱脂作業が當時どのように行われたかは不明であるが、現在の安陽のレプリカ業者は、生の肩胛骨を湯に入れ、とろ火でゆっくり煮る方法をとる。煮過ぎても煮足りなくても良くない。煮過ぎると、骨がスカスカになり使い物にならないし、煮足りなければ十分な脱脂はできない。この火加減が難しい。脱脂が上手くゆくと、今度は新たな水に換え、適當に醬油を加え再び煮て、骨の色を舊のようにもどせば、材として出来上がると報告されている。供儀において、牛の肩胛骨付きの肉を鼎などで煮る場合、これらは自ら卜用骨材の素材として提供される可能性はあろう。

ちなみに、饗宴の開かれた建物（宜²⁰⁵²）から「𠄎²⁹⁸³𠄎⁰⁵⁰¹」によって一對の肩胛骨が「示」という形で納入された例（合集一七五一四）がみられた。卜辭に上せられる饗宴は、祭儀の一環の可能性が高い。とすれば、この一對の肩胛骨は、祭儀に供された牛のそれという可能性が高い。すなわち、祭儀のあと、どのような形で持ち帰ったかは不明であるが、脱脂された状態か、あるいは肉付きのままか分からないが、祭品が占いの材として整えられ貢納されたということも考えられる。牛を祭品とするか否かをうらなった内容は卜辭に多数みえる。卜辭にみえる牛を祭品とする祭祀や祭儀に參列できた立場の者たちが、祭りのあと、肩胛骨を持ち帰ることがあった、とすれば、骨材の貢納者の身分や地位、あるいは在住地は限定されるところとなり、本節の考察と符合する。

なお、ここで特筆しておくべきは「𠄎某」の多さにある。八一例中三三例を占める。「方國・諸侯」を背骨（バックボーン）とする「𠄎某」が、「示・乞」者として多大な役割を擔うことは、やはり出身の「方國・諸侯」の占いに對する信仰の強さもしくは神聖政治への支持を反映しているはずである。

これに對して「子某」は極めて少数である。八一例中二例しかみえない。これは「子某」が独自の卜占機關を保有することが可能だったからとも考えられる。というのも、當時「王室」以外の貴族や平民たちも、それぞれの身分・權力・地位に應じた「占い」が行われていたからと推測されるからである。

要するに、「𠄎某」のかかわり方は、「王室」の占いに對する求心力の強さあるいは信頼の厚さを示しており、いわば「王室」の占いに「國際的」要素をみることができるといえる。

こうした求心力あるいは信頼の強さは王朝の祭祀や祭儀に參畫し、祭品を占いの材として提供することで、ますます強度なっていたにちがいない。

三、署名者

占断という形で「公」の政策に聖断を下すための、神聖な龜版や骨版の納入には、ある種の手續きがあった。納入場所は「卜府」あるいは、これに準ずる王朝の機關が想定される。

「卜府」に納入時、何時、何れの者から誰の手を経て納入されたのか、さらに何者によって受納されたかを記す必要が、原則上あったらしい。この受納の確認には、「署名」すなわち受納者の名前を刻むことになっていた。

署名者には、確實なもののはつぎの二六者である。

「采0647」「耳0680」「聯0682」「品0748」「旨0793」「韋0826」「争1045」「岳1221」「河1328」「犬1585」「賓2065」「内2132」「丁2179」「骨2240」「巨2285」「宣2287」「永2309」「箴2561」「殺2864」「工2905」「中2924」「古2932」「叔2984」「充3150」「茲3173」「小3329」「叔2984」「叔2985」

龜材と骨材の双方に署名してあるものが九者、龜材のみが一者、骨材のみが一六者、この一六者は、半数が一例のみである。受納の印(しるし)は骨材の方が、龜材に比して厳格であった。具體例はつぎの通りである。

《署名・龜材骨材共通(九者)》

- ①「耳0680」
甲橋一例・骨臼三例、都合四例。貞人(第一期)例がみえる。
- ②「韋0826」
甲橋二例・背甲二例・骨臼二例、都合五例。貞人(第一期)例がみえる。
- ③「争1045」
甲橋二例・背甲一例・骨臼一例、都合三三例。うち「史2933」との連記例が一例(甲橋)ある。貞人(第一期)例がみえる。
- ④「岳1221」
甲橋八例・骨臼四七例・龜骨不詳六例、都合六一例。うち「内2132」との連記例が二例、「叔2984」「叔2985」との連記例が一例ある。貞人(第一期)例がみえる。
- ⑤「賓2065」
甲橋一例・骨臼三三例、都合四三三例。うち「中2924」「中2925」との連記例が一例ある。貞人(第一期)例がみえる。

卜占用龜骨の貢納制概略(下)

⑥「巨2285」

甲橋七例・骨臼一七例、都合二四例。貞人(第一期)例がみえる。

⑦「殺2864」

甲橋三六例・背甲一九例・骨臼一四例・龜骨不詳一例、都合六〇例。貞人(第一期)例がみえる。

⑧「叔2984」「叔2985」

甲橋八例・骨臼三九例、都合四七例。うち「岳1221」「丁2179」「工2905」との連記例が各一例ある。貞人(第一期)例がみえる。

⑨「小3329」「叔2984」「叔2985」

甲橋一例(署名後「示者」の調整を受けた例)・骨臼三四例、都合三五例。うち「内2132」との連記例が一例ある。

《署名・龜材のみ(一者)》

⑩「骨2240」「骨2241」

甲橋一例。「文字集」134では、「貯1923」と「骨」との龜材の署名者の連記例として指摘したが、「骨」のみの單獨署名者らしい。具體例は「我2449來□貯1923骨(合集六五七一反||丙三〇三)」とあり(「文字集」134参照)、張秉權氏は「(1)我來□。(2)貯骨。」と釋文し解説はない(「丙編」考釋三〇三)。「貯」は龜材貢納者(「入」者例が多數を占める)で二九例を數え(「文字集」105)、また「我」の貢納の場合、仲介者があったり、中繼地を経たりする例があるところからすると(「文字集」142)、「貯」は仲介の可能性もある。「骨」は、のちに第二期の貞人としてみえ、他例から署名者としての可能性は高い。要するに、「貯」と「骨」との双方を一應署名者としたが、より正確には「貯」には仲介の可能性があり、「骨」の單獨署名との理解ができる、ということになる。

《署名・骨材のみ(一六者)》

⑪「采0647」

骨臼一例。

⑫「聯0682」

骨臼一例。

- ⑬ 「品⁰⁷⁴⁸」
骨曰九例。貞人(第一期)例がみえる。
- ⑭ 「旨⁰⁷⁹³」(品⁰⁷⁴⁸の異體字説あり)「
骨曰一例。貞人(第一期)例がみえる。
- ⑮ 「河¹³²⁸」
骨面一例。貞人(第四期)例がみえる。^(註18)
- ⑯ 「犬¹⁵⁸⁵」
骨面一例。貞人(第二期)例がみえる。^(註19)
- ⑰ 「内²¹³²」
骨曰四例。うち「岳¹²²¹」との連記例が二例、「小³³²⁹」^詔「²⁹⁸⁴」^詔「²⁹⁸⁵」との連記例が一例ある。貞人(第一期)例がみえる。
- ⑱ 「丁²¹⁷⁹」
骨曰一例。「²⁹⁸⁴」^詔「²⁹⁸⁵」との連記例である。貞人(第一期もしくは第四期)例がみえる。^(註20)
- ⑲ 「宣²²⁸⁷」
骨面一例。
- ⑳ 「永²³⁰⁹」^詔「²³¹⁰」
骨曰七例。貞人(第一期)例がみえる。
- ㉑ 「箴²⁵⁶¹」
骨曰四例。貞人(第一期)例がみえる。
- ㉒ 「工²⁹⁰⁵」
骨曰一例。「²⁹⁸⁴」^詔「²⁹⁸⁵」との連記例である。^(註21)
- ㉓ 「中²⁹²⁴」^詔「²⁹²⁵」
骨曰三例。すべて連記例である。「小³³²⁹」^詔「²⁹⁸⁴」^詔「²⁹⁸⁵」とが二例、「²⁰⁶⁵」とが一例ある。貞人(第一期もしくは第二期)例がみえる。^(註22)
- ㉔ 「古²⁹³²」
骨曰七例。うち、特殊例として「示」者と署名者が同じ例(合集一七五八〇〃四〇六九二)が一例ある。貞人(第一期)例がみえる。
- ㉕ 「允³¹⁵⁰」
骨曰六例・骨面一例、都合七例。貞人(第一期)例がみえる。

②⑥ 「茲³¹⁷³」
骨面一例。

以上、署名者を龜骨材とのかかわりとともに取りあげたが、貞人との重複關係を整理すると、つぎのようになる。

龜骨共通の署名者で八者(①「耳」②「韋」③「爭」④「岳」^(註23)⑤「賓」⑥「巨」⑦「設」⑧「詔」)は第一期の貞人としてみえる。龜骨材の署名者(一者)は、⑩「骨」のみであるが、第二期の貞人としてみえる。署名例は一件のみである。骨材の署名者(一六者)のうち、確實な第一期の貞人は、⑬「品」⑭「旨」⑰「内」⑲「永」⑳「箴」㉑「古」㉒「允」以上の七者。署名例は四〇九件みられる。また、他期の貞人や所屬時期に諸説ある貞人には、⑮「河」⑯「犬」⑱「丁」㉓「中」の四者がある。署名例は㉓「中」のみ三件あり、他の三者は一件にとどまる。なお、貞人としてみられない署名者には、⑪「采」⑫「聯」⑲「宣」㉒「工」㉔「茲」の五者に限られ、署名例も一件のみである。つぎに署名者と貞人、連名による署名などの検討から、署名者の種類あるいは立場の相違について検討したい。

そもそも、陳夢家氏は「卜人」と「卜官」とを區別するが、兩者の兼職あるいは異動はあったとし、「^(註24)簽署者(署名者)」が「卜人(貞人)」であることが多いところから、「卜人(貞人)」は「卜官」に包括してよいとする。^(註25)この陳夢家説を参考にすると、貞人は「卜府」に屬し、したがって貢納された龜骨材を受納することも職務にあったと考えられる。ただ、「署名者」のなかで④「岳」⑧「詔」⑨「小詔」の三者は、貞人としての下問が少数で、「署名者」として多くみられるところから、龜骨材保管管理の専任と解せられる。とりわけ⑧「詔」と⑨「小詔」は、「子」と「小子」が身分を、「臣」と「小臣」が官名を表すのと同様に、固有名を指すのではない可能性がある。そこで、⑧「詔」と⑨「小詔」は、署名者として、「卜府」内の官名を意味すると解しておく。貢納された甲骨を「簽收」する「史官」とする⑧「詔」についての許進雄説があるが、これに近い。^(註26)

また、連名の署名という問題も指摘できる。

連記のある刻辭は、いずれも骨白例であり、龜骨材にはみられないらしい。^(註27)連記される署名者の組み合わせは、つぎの通りである。

〈1〉④「岳」⑧「叔」の連記例（合集八八一〇白）

刻辭は「丁丑帚彤示一屯岳叔」とある。

〈2〉①⑦「内」と④「岳」の連記例（合集一七五六一・合集一七五六二）

この組み合わせは二例あるが、いずれも「己未邑示四屯岳内」という刻辭である。同時に入貢したものの、「四屯」すなわち四對八本の内の二本にちがいない。

〈3〉③⑩「内」と⑨「小叔」の連記例（合集九九七六反「一白」）

刻辭は「壬申帚喜示一屯小叔内」とある。

〈4〉④⑩「丁」と⑧「叔」の連記例（合集一七六五五）

刻辭は「示三三叔丁」とある。

〈5〉⑤⑫「工」と⑧「叔」の連記例（合集一四四七四白）

刻辭は「丁巳邑示五屯工叔」とある。

〈6〉⑥⑬「中」と⑨「小叔」の連記例（合集一五五〇八白・合集一七五一〇白）

この組み合わせは二例ある。刻辭は「甲子帚簋示四屯小叔中（合集一七五一〇白）」と「乙丑帚筭示一屯小叔中（合集一七五〇八白）」である。「甲子」「乙丑」と日付が連続しており、「示」者である「帚簋」と「帚筭」は同一人であるとの説に従うと、おそらくは続けて納入したものである。「甲子」に納入しようとした一對にクレームが付けられ、問題化したため連記の受納となり、翌日、問題処理した一對が納入された、というところであろうか。かなり厳密に受納は行われており、受納側の責任の所在も明らかにしておくことが要求されたい。

〈7〉⑬⑭「中」と⑤「賓」の連記例（合集一五五二八白）

刻辭は「庚□帚晏示□「屯」賓中」とある。

以上の七組である。受納擔當専任の三者（④「岳」と⑧「叔」と⑨「小叔」）が連記の片割れであることが多く六組を数える。⑩「内」と⑫「中」は各々二例ずつある。

ちなみに雲夢から出土した秦律に倉律があり、そこには倉庫を封印する際に、複数が印を捺す「雜封」の規定がみられる。倉庫内の物品が複数の者によって確認された印（しるし）として、間違いや不正のないように規定化されている。この倉庫規定に通じるもの、「嚴正」という思想が占いの材料保管にはみられ

卜占用龜骨の貢納制概略（下）

る。

なお、受納し署名する者（「小叔」と「示」者（「帚井」）との関係はやや複雑な場合があった。一旦、受納し署名した龜材が、「示」者によって貢納龜材の数がしぼられる例がみられた。また、「王」が「示」者の例（合集八七九五白）もあり、この場合は⑧「叔」⑦「設」の連記とも解せられる。

四、おわりに

李雪山氏は貞人と封國の關係について、「卜辭貞人為封國首領職掌占卜祭祀之官。關於貞人的性質、有以下幾種觀點、卜問命龜之人、占卜之人、史官、部族首領等說法、我們通過對十二名貞人材料的全面分析、我們有的來某一國族、有自己的食地・封邑、常常向王納貢、率兵勤王、來朝為官擔任貞人、其實質為商王盡做臣下的義務」とした。貞人は封國の首領である、というのである。これは「貞人が各部族首領であり、その占卜權力を利用して王朝の軍政を左右し、王權を制限する」という晁福林説を踏まえた説で、要約すれば「貞人は封國の首領が來朝し占卜祭祀に責任を負い、同時に中央王朝で官となった者」となる。檢討對象となった「十二名」の「貞人」とは、「〈1〉我²⁴⁴⁹」「〈2〉設²⁸⁶⁴」「〈3〉亘²²⁸⁵」「〈4〉行²²⁸⁹」「〈5〉永²³⁰⁹」「〈6〉邑⁰³⁰⁵」「〈7〉大⁰¹⁹⁷」「〈8〉箴²⁵⁶¹」「〈9〉旬¹⁹²²」「〈10〉古²⁹³²」「〈11〉何⁰⁰⁵⁶（合集二六九五三）」「〈12〉子⁰⁹⁵²」である。

本論との關係、すなわち卜占材料貢納との關係は次のようになる。

「〈1〉我」は龜材「入」「來」「氏」者としてみえる。

「〈2〉設」は龜材「被徵收」「署名」者、骨材「乞」「署名」者としてみえる。

える。

「〈3〉亘」は龜材「入」「示」「署名」者、骨材「署名」者としてみえる。

「〈4〉行」は龜材「取」者としてみえる。

「〈5〉永」は龜材「入」者、骨材「署名」者としてみえる。

「〈6〉邑」は龜材「氏」「示」者、骨材「示」者としてみえる。

「〈7〉大」は龜材「臣大」入「仲介か署名」者としてみえる。

「〈8〉箴」は骨材「署名」者としてみえる。

「〈9〉旬」は龜材「入」「來」「氏」者、骨材「被徵收」「乞」「乞示」「示」

者としてみえる。

「〈10〉古」は龜材「被徵收」「氏」者、骨材「被徵收」「示」「署名④」者としてみえる。

「〈11〉何」(合集二六九五三)

「〈12〉子」は龜材「入」者としてみえる。

このように「〈11〉何」を除いてすべての、當該の貞人が卜占材料の貢納にかかわっている^(註1)。

假に、李雪山説が一般論化できるとすれば、「封國の首領」が貞人であり、貞人たちが諸々の封國から貢納された卜占材料を用いるという、大筋が現れることになる。

参考に貞人名と共通の貢納者を今一度、つぎにまとめてみたい。「入」龜者には、「(臣⁰⁶⁵¹)大⁰¹⁹⁷」「逆⁰²⁷⁰」「呬⁰³⁸⁰」「甗¹⁶⁰⁴」「旬¹⁹²²」「賓²⁰⁶⁵」「内²¹³²」「巨²²⁸⁵」「永²³⁰⁹」「我²⁴⁴⁹」「喜²⁷⁹⁹」「宁²⁸⁵⁶」「竹³⁰⁹⁷」「𠄎³³⁷⁵」「又(文編0700)」「己(文編1686)」の一六者を數え、「氏」龜者は、「邑⁰³⁰⁵」「旬¹⁹²²」「我²⁴⁴⁹」「古²⁹³²」「仲³¹⁰²」の五者、「取」龜者は「行²²⁸⁹」一者、「來」龜者は、「旬¹⁹²²」「我²⁴⁴⁹」「亓²⁷⁹⁷」の三者、「示」龜者は、「邑⁰³⁰⁵」「品⁰⁷⁴⁸」「出⁰⁸⁰⁵」「犬¹⁵⁸⁵」「巨²²⁸⁵」「喜²⁷⁹⁹」「中²⁹²⁴」「中²⁹²⁵」の七者、その他の龜材貢納者は、「我²⁴⁴⁹」「殺²⁸⁶⁴」「古²⁹³²」「状(新編1700)」の四者がみられた。骨材貢納者は、「立⁰²¹³」「邑⁰³⁰⁵」「犬¹⁵⁸⁵」「旬¹⁹²²」「殺²⁸⁶⁴」「中²⁹²⁴」「古²⁹³²」「史²⁹³³」「竹³⁰⁹⁷」の九者がみられた。重複を省くと、都合「(臣⁰⁶⁵¹)大⁰¹⁹⁷」「立⁰²¹³」「逆⁰²⁷⁰」「邑⁰³⁰⁵」「呬⁰³⁸⁰」「品⁰⁷⁴⁸」「出⁰⁸⁰⁵」「犬¹⁵⁸⁵」「甗¹⁶⁰⁴」「旬¹⁹²²」「賓²⁰⁶⁵」「内²¹³²」「巨²²⁸⁵」「行²²⁸⁹」「永²³⁰⁹」「我²⁴⁴⁹」「亓²⁷⁹⁷」「喜²⁷⁹⁹」「宁²⁸⁵⁶」「殺²⁸⁶⁴」「中²⁹²⁴」「中²⁹²⁵」「古²⁹³²」「史²⁹³³」「竹³⁰⁹⁷」「仲³¹⁰²」「又(文編0700)」「𠄎³³⁷⁵」「己(文編1686)」「状(新編1700)」の二九者となる。

そもそも、「王」と貞人は、王朝の政策や行事、あるいは「王」の行動を卜問し、占斷するのを常とした。占斷は「王」が、卜問は貞人が主體的にかかわっている。「卜問し、占斷する」行為の場所は、場合により、あるいは事情によって異なったと推定されるが、このための下準備は、おそらく「卜府」もしくはこれに準じる場所で行われたはずである。「神」の真意を損なう事なく知るために、納入された卜占材料は受納者もしくは管理者によって嚴重に保管された。この「卜府」への直接の納入者には、龜材の場合、「入」者・「氏」者・「來」者・「示」者・被「乞」者(被徵收者)の可能性があるが、とりわけ「示」者

は貢納龜材の品質検査や數量調整をする立場にあり、「卜府」の役目の一端に類似する。骨材の場合は、「示」者・「乞」者・「示」者・「子某」、あるいは官名の冠せられた者たちであり、神聖政治に一定の勢力を有する者たちであった。とくに貞人と「某」あるいはこれらに準じる「封國」などの「地方勢力」が、神聖な卜占材料の納入に深く關與し、ひいては「王朝」の政策の立案に直接かかわったり、影響を與えたということになる。

最後に、この卜占用龜骨の貢納制と卜辭にみる「占い」の観点から、試みにいわゆる王權の問題を論じてみたい。卜辭は主として命辭と占辭からなる。命辭は、貞人すなわち「封國」などを背景とする勢力の立案した、例えば政策などが、占いの形で「神」に問われた記録であり、占辭は「王」が「神」の意向を読み取る行為を記す。とすれば、いわゆる王權の、立案された政策に對する權限は、極めて限られたものでしかない^(註2)。やや強引に圖式化すれば、「龜骨による占い」という土儀が設定され、貞人たちがこの土儀に上り、「王」が行司もしくは審判員を務めるという構圖になる。そして、「龜骨による占い」という土儀は、多くの支援者・支持者すなわち占いの材料提供者によって維持繼續された。この維持繼續には、卜占にたいする諸外國・諸勢力の信仰、すなわち支持支援と援助協力が必要であり、この信仰が變動したとき、占う内容に形骸化が生じたり、相應の變化が想定され、延いては政治體制に本質的變化が生じることになる。

本論における貢納制の考察は、卜辭内容との關係にまでは論及できなかった^(註3)し、さらに卜占にたいする信仰を軸とする神聖政治的秩序を秩序たらしめる要諦、「内服」「外服」など政治區域の問題、あるいは世俗政治との關係からの考察が、卜占制度解明の關連から必要であるが、これらは今後の課題としたい。

註

1 胡厚宣氏は、「入」「氏」「取」などの用語を『某入若干』一類とし、この一類は骨臼・骨面刻辭にみえないとする(『武丁特殊記事刻辭』(『甲骨學商史論叢初集』第三册、一九四四年)四九・六七葉)。また、陳夢家『殷虛卜辭綜述』(科學出版社、一九五六年)一七七頁參照。

- 2 同右「武丁特殊記事刻辭」一二葉。
- 3 「甲二九二二」の屈萬里『殷墟文字甲編考釋』（中央研究院歷史語言研究所、一九六一年）にみえる。
- 4 張秉權『甲骨文與甲骨學』（國立編譯館、一九八八年）一九四頁。
- 5 「乙0830來癸酉（合集一三〇三反）」の「癸酉」について、「文字集」57では納入した日付としたが、「來」と「癸」の間が離れており一文ではない可能性が高い。
- 6 「甲二三二九」の前掲『殷墟文字甲編考釋』にみえる。
- 7 石璋如編『（小屯）遺址的發現與發掘・丁編〈甲骨坑層之一〉』（中央研究院歷史語言研究所、一九八五年）七〇～二頁。
- 8 「王室」以外への卜占材料の貢納については、拙論『殷墟花園莊出土龜甲の貢納記事について』（『郵政考古紀要』第三六號、二〇〇五年）参照。
- 9 拙論『殷王朝の卜占制度概説（上）』（『金蘭短期大學研究誌』第三二號、二〇〇一年）七～八頁参照。
- 10 「文字集」参照。前掲『殷王朝の卜占制度概説（上）』七～八頁参照。
- 11 前掲『殷王朝の卜占制度概説（上）』一〇頁参照。
- 12 骨材に未見の日付は、「甲戌」「庚辰」「丙午」「癸丑」「乙卯」「丙辰」「戊午」の七者であるが、このうち「庚辰」「丙辰」「戊午」の三者は龜材納入の場合にはみえる。また、前掲「武丁特殊記事刻辭」附表五（五種記事刻辭附加部分表）参照。
- 13 前掲『殷王朝の卜占制度概説（上）』一六頁。
- 14 「文字集」83では「犬示（合集一七六一九）」の一例を「骨曰？」とし骨材らしいとしたが、この拓片は京一〇二と同一片であり、甲橋刻辭である。「甲橋」に修正しておく。
- 15 王宇信・楊升南主編『甲骨學一百年』（社會科學文獻出版社、一九九九年）四五八頁。
- 16 貞人「中²⁹²⁴2925」についての第一期説は董作賓説（『甲骨學五十年』（藝文印書館、一九五五年）一一〇頁）、第二期説は島邦男説（『殷墟卜辭研究』（汲古書院、一九五八年）一三頁）などである。なお饒宗頤説（『殷代貞卜人物通考』（香港大學出版社、一九五九年）七八三頁）は第一～二期の「卜人」とする。

卜占用龜骨の貢納制概略（下）

- 17 「中」銘は、侯家莊西北岡東區七組一〇二號墓出土の爵形器（殷墟における『有功者』の墓（下））（『金蘭短期大學研究誌』第二八號、一九九七年）一〇六・二〇六頁）、殷墟西區六九九號墓出土の銅鏡（中國社會科學院考古研究所安陽工作隊「一九六九—一九七七年殷墟西區墓葬發掘報告」（『考古學報』一九七九年第一期）、郭家莊一六〇號墓出土の銅鏡（中國社會科學院考古研究所「安陽殷墟郭家莊商代墓葬」中國大百科全書出版社、一九九八年）にみえる。
- 18 「史²⁹³³」について、「文字集」の段階では、龜材の署名者として指摘したが、仲介者の可能性がある。甲橋刻辭にみえる一例を、「文字集」177では「争1045」との連記例とし署名者とした。具體例は「奠²⁷¹⁶〈右甲橋〉史²⁹³³争1045〈左甲橋〉（合集九一七七反〓丙一五八）」とあり、張秉權氏は「（4）史。（朱書）（5）争。（6）奠。□□。（朱書）」とし解説はない（『丙一五八』の『（小屯）殷墟文字丙編』（中央研究院歷史語言研究所、一九五七～七二年）考釋）。右甲橋に「奠：」と朱書され、左甲橋の上の方に「史」と朱書され、やや離れた下の方に「争」と刻字されている。「史」は他に骨材の「示」者例が一例あるのみである（『文字集』177）。これに對して「争」は、ほとんどが署名者例である（『文字集』69）。「史」には官名あるいは貞人例もあるが、「争」が第一期の貞人であり、「奠：史」が朱書されるのは異なり、一線を畫すらしく刻字されており、「争」の單獨署名の可能性が高い。とすれば、「史」は仲介の可能性が高くなり、この観点から「奠」の史料を勘案すると、「奠」は龜材の貢納者として多數例があり、中繼地を経る例が五例を數えるところから、「史」が仲介者として「奠」の龜材貢納とかかわった可能性がある。
- 19 第五期の貞人「立⁰²¹³」について、董作賓説（前掲『甲骨學五十年』一一六～七頁）など参照。なお、饒宗頤説（前掲『殷代貞卜人物通考』六三〇頁）は第一期からの「人」とする。
- 20 第二期の貞人「喜²⁷⁹⁹」について、陳夢家説（前掲『殷墟卜辭綜述』一九〇～三頁・二〇五頁）など参照。
- 21 「文字集」186では、「帚竹」の例として「合集一七五一〇」と「合集一七五〇八曰」を取りあげたが、「帚婦⁰⁴⁵³」と「帚安⁰⁴⁵²」の間違いである。この刻辭一例は削除する。
- 22 貞人「竹³⁰⁹⁷」についての第一・二期説は饒宗頤説（前掲『殷代貞卜人物通考』七七三～四頁）にみえ、第二期説は陳夢家説（前掲『殷墟卜辭綜述』一九

- 〇三頁・二〇五頁）参照。
- 23 「フ(子)⁰⁹⁵²」とは異なる。前掲「殷墟花園莊出土龜甲の貢納記事について」五五頁、六三―四頁参照。
- 24 前掲『甲骨學一百年』四五一頁参照。
- 25 前掲『甲骨文與甲骨學』四二九頁。
- 26 貝塚茂樹・伊藤道治『京都大學人文科學研究所藏甲骨文字（本文篇）』（京都大學人文科學研究所、一九六〇年）一六四頁。
- 27 丁山氏は「殷商氏族方國志」で、陪祭の典禮を根據に、「子央」は父が小乙、母が妣庚とする（『甲骨文所見氏族及其制度』（科學出版社、一九五六年）七五頁）。
- 28 前掲『甲骨學一百年』四四九頁。
- 29 前掲『甲骨學一百年』四四九―五一頁。
- 30 前掲「殷墟における『有功者』の墓（下）」一〇三頁参照。
- 31 鍾柏生「殷商卜辭地理論叢」（藝文印書館、一九八九年）三八四頁。
- 32 董作賓「帚矛說」（『安陽發掘報告』第四期、一九三三年）。
- 33 「甲二六八五」の前掲『殷墟文字甲編考釋』にみえる。
- 34 「後下二七・一〇」の池田末利『殷墟書契後編釋文稿』（一九六四年）参照。
- 35 徐中舒『甲骨文字典』（四川辭書出版社、一九八八年）一三二―三頁ならびに張亞初「古文字分類考釋論稿」（『古文字研究』第一七輯）は異體字とする。
- 36 前掲「帚矛說」。
- 37 白川靜「殷代雄族考（其一・雀）」（『甲骨金文學論叢六集』一九五七年）二四頁。
- 38 前掲「帚矛說」。
- 39 同右。
- 40 「後下二九・一〇」の前掲『殷墟書契後編釋文稿』参照。
- 41 河南省信陽地區文管會・河南省羅山縣文化館「羅山天湖商周墓地」（『考古學報』一九八六年第二期）。
- 42 同字説は王獻唐説で『山東古國考』（齊魯書社、一九八三年）一三二―一頁にみえる。また、「後上二三・一」「後下三三・一〇」「後下三七・五」の前掲『殷墟書契後編釋文稿』参照。
- 43 丁山『商周史料考證』（中華書局、一九八八年）一八七―八頁。
- 44 陳夢家氏は、武丁時代の「多方」の一つで殷とは敵對關係にあり、「羌方」と時により離合しているらしく、兩者は近い位置關係にあり、そして文獻から匈奴と關係のある「方」國とする（前掲『殷墟卜辭綜述』二八三頁）。
- 45 ト占地點のみえる卜辭（合集三六九二六）は第五期に屬す。農業關係卜辭「ト古貞我在奠从隹¹⁸²⁸受年（合集九七七〇）」には、「奠」とのかかわりがみられる。
- 46 「王」關連は「合集三三二〇二」など、「帚好」關連は「合集七二八三」など、「師般」關連は「合集一〇三五」、また「師般」の意味については前掲『京都大學人文科學研究所藏甲骨文字（本文篇）』一三三―三頁参照。「多射」關連は「英國二四二二」、受年地は「合集九七七二」にみえる。
- 47 前掲『甲骨文字典』七〇三―五・一三二―五―六頁。
- 48 『殷曆譜』（一九四五年、中央研究院歷史語言研究所專刊）下篇卷九「帝辛日譜」。
- 49 前掲『殷墟卜辭研究』三六二―三頁。なお、「帝辛十一年四月」とする董作賓説に對しては、鳥説は日付が同日あるいは連續と考ふる卜辭の相違から「帝辛十一年二月」としている（同三九八―九頁）。
- 50 前掲『殷墟卜辭綜述』三〇八頁。なお、「帝辛十一年四月」とする董作賓説に對しては、「殷曆」に符合させるために無理があるとし「正人方歷程」を作成し「十一祀二月」に修正している（同三〇三―四頁）。なお、陳秉新「殷虛征人方卜辭地名匯釋」（『文物研究』總第五期、一九八九年）参照。
- 51 この刻辭は「合集五四七八白」にみえ、「辛」の釋文は『殷墟甲骨刻辭摸釋總集』（中華書局、一九八八年）に一應したが、他例がないので確證はない。
- 52 前掲『甲骨文字典』五二二頁。また、「壹²⁷⁹⁷」と通用されるとする（同上）。
- 53 「我奠豐」については註73参照。
- 54 《貞人もしくは貞人に近い神聖政治勢力として中樞にある者》の項参照。また註22参照。
- 55 なお骨曰刻辭に「…良³²⁹⁹示…（懷八六〇b）」とあるが、固有名のみなのか「帚」が脱落したものか不詳である。
- 56 「王」の行幸地としては「戊午卜旅貞王其步自³³⁰⁰…亡…十二月（合集二

五五七二」の例がある。

57 前掲『殷墟卜辭綜述』五〇四〜七頁。なお、小臣に關する諸説ならびにより詳細な研究については木村秀海「甲骨文・金文の小臣について」(『人文論究』第五三卷第四號、二〇〇四年)参照。

58 「文字集」157で「入」者とした「弜²⁶³」について、丁山氏は「从」とする(前掲『甲骨文所見氏族及其制度』七三〜四頁)。なお、丁山氏は小臣从の受封地は『山海經』海内北經の「從極之淵」に求め、從陟附近とする(同上)。

59 池田末利氏は「後下一三・一二」にみえる「又保」について、「保」は官名で「右保」ではないかとし(前掲『殷墟書契後編釋文稿』、張亞初氏は「丙子保⁰⁸⁵の³²⁹⁵示三屯(合集一七六三四||錄六四九)」との骨臼刻辭を取りあげ、千支と「示」の間は必ず「職官人名」で、「保」は職官名とする(『商代職官研究』『古文字研究』一三、一九八六年)八三頁)。

60 白川静「羌族考」(『甲骨金文學論集(九)』一九五八年)。

61 前掲『殷墟卜辭綜述』二七六〜八二頁。

62 吳澤『古代史』(榮棣出版社、一九五三年)二九六頁。

63 前掲「羌族考」また『甲骨金文學論集』(朋友書店、一九九六年再刊)六四六頁。

64 「子目」については、「合集一四〇三四正」などの例がある。「小目」の例は「京人九〇」にみえ、貝塚茂樹氏は「地名か、または狩獵に干與した殷の役人の職名かも知れない」とする(前掲『京都大學人文科學研究所藏甲骨文字(本文篇)』五七四〜五頁)。「方」國名については、「合集六九四六正」や「合集六一九四」などにみえる。田獵地については、松丸道雄「殷墟卜辭中の田獵地について」(『東洋文化研究所紀要』第三二冊)に詳しい。

65 前掲『殷商卜辭地理論叢』三六九頁。

66 田獵地については、前掲『殷墟卜辭中の田獵地について』に詳しい。

67 前掲『甲骨文字典』八三三頁参照。

68 前掲「殷王朝の卜占制度概説(上)」一六頁。

69 同右二〜三頁。

70 前掲『殷曆譜』下篇卷九「武丁日譜」。

71 陳夢家『殷墟卜辭綜述』三三四頁。

72 前掲「商代職官研究」八六〜七頁参照。

卜占用龜骨の貢納制概略(下)

73 「奠」の概念に關連して、「苦方征我奠豐²⁸⁰⁷(合集六〇六八正)」の「我奠豐²⁸⁰⁷」は「我」の「奠」と「豐」なのか、「我」の「奠」の「豐」なのか、今後の検討對象としたい。

74 「殷代雄族考(其一・鄭)」(『甲骨金文學論叢五集』一九五七年)。

75 前掲『殷商卜辭地理論叢』三五六頁。

76 「見」について、貝塚茂樹氏は人名で、「苦⁰⁷³⁸方」征伐や「串¹⁰³⁸」との關係から、「自(師)見」は殷の西北地方の軍司令官の名とする(前掲『京都大學人文科學研究所藏甲骨文字(本文篇)』七四〇〜二頁)。また、鍾柏生氏は「見方」の位置を「殷西」とする(前掲『殷商卜辭地理論叢』一九九〜二〇〇頁)。

77 「文字集」53に「𠄎⁰⁷⁵⁷示(京313)」を追加しておく。

78 註5参照。

79 前掲「第一節「龜材の貢納」の(六)その他」の遺漏例である。また「文字集」72に「𠄎¹¹⁸⁸乞(京242)」の背甲例を追加しておく。

80 前掲『甲骨文所見氏族及其制度』七三〜四頁。

81 「陔¹²⁸⁷」の諸説については、「後下一・五」「後下二六・四」の前掲『殷墟書契後編釋文稿』参照。

82 前掲『殷墟卜辭中の田獵地について』七六頁。

83 異體字には三體掲げられているが、當該字體以外の二字體にそれぞれ受年卜辭(合集八一正||丙三一)「合集九七九八||佚七三四」「合集九七九九||後下三四・二」がある。

84 「文字集」160では「壺」と釋文し、「²⁷³²」として取りあげたが、誤りであった。『殷墟甲骨刻辭類纂』(中華書局、一九八九年、略稱『類纂』)は「²⁷³⁷」に分類する。『類纂(2737)』には釋文は掲げていないが、『甲骨文編(増訂本)』(中華書局、一九六五年、略稱『文編』)の「¹²⁵⁴」ならびに『新編甲骨文字形總表』(中文大學出版社、二〇〇一年、略稱『新編』)の「³⁰⁷¹」は當該文字を「壺」の異體字としているので、釋文はそのまま「壺」としておく。

85 前掲「第一節「龜材の貢納」の(六)その他」の遺漏例である。なお、「文字集」167では「署名者」として掲げたが、削除する。理由は一例のみの甲橋刻辭(合集五二一七||甲二九八三)の署名者を屈萬里説にしたがい「壘²⁸²⁵」としたが、他例がないことと張秉權説が「資²⁰⁶⁵」に釋していることから、張説

にしたがい變更しておく(前掲「甲橋刻辭探微」参照)。

- 86 「文字集」50では「缶乞」を「仲介『乞』」としたが、「A:自B乞」や「A示:自B乞」の省略した形である「B乞」すなわち被徴收の可能性もある。
- 87 「小臣缶」は故宮博物院所藏「小臣缶方鼎」(『三代』三・五三・二)の銘文にみえ、李學勤氏は卜辭(甲二八七七)を帝乙帝辛時代とし、これにみえる「侯缶」を「小臣缶」とした(北京、遼寧出土銅器與周初的燕『考古』一九七五年第五期)。

88 前掲『殷墟卜辭綜述』二九三〜四頁。陳夢家氏は、「缶」の受年卜辭として「乙六四二三」を引用するが、『乙編』の寫眞に朱書がみえるが判讀はできない。

89 「文字集」52では「岳⁰⁷⁵⁶乞」を「仲介『乞』」としたが、「A:自B乞」や「A示:自B乞」の省略した形である「B乞」すなわち被徴收の可能性もある。また、「文字集」に「允⁰⁰¹⁸乞自岳⁰⁷⁵⁶二十(合集九四三三〓京三〇五)」の骨面例を追加しておく。

90 「文字集」72に甲橋例として二例あるが、いずれも「入」「示」などの用語がみえない。前號・第一節「龜材の貢納」の「(六)その他」の遺漏例である。

91 前掲『商周史料考證』一九六〜八頁。

92 前號・第一節「龜材の貢納」の「(六)その他」の遺漏例である。

93 前掲「武丁時五種記事刻辭考」三六葉。

94 「易³³²⁸」は龜材貢納者(「入」龜者)でもある(前號・第一節「龜材の貢納」参照)。

95 前號・第一節「龜材の貢納」の「(八)貢納中繼地、および貢納用語との關連について」参照。

96 同右。

97 「武丁時五種記事刻辭」は論文名、「武丁特殊記事刻辭」は前掲『殷墟卜辭綜述』第五章第二節名。

98 「(中國史研究小録一・二)董作賓『甲骨文斷代研究例』引用卜辭の出土坑位と時代區分について(上・下)」(『金蘭短期大學研究誌』第三・二四號、一九九二・一九九三年)。

99 前掲『甲骨學一百年史』二四七〜八頁。

100 「文字集」171ならびに「文字集」20などで掲げた。

101 「文字集」148参照。なお、「文字集」148に「屯南三〇二八」の刻辭を重複して掲げている。刻辭中、「邑」に誤って釋文した方を削除する。

102 前號「(八)貢納中繼地、および貢納用語との關連について」参照。

103 「屯南四二四八」は「文字集」104では取りあげなかった。しかしながら、「屯南三〇二八」の文例との相似から貢納關係として可能性が高いと判斷し「文字集」239に掲げ、「合集四六八五」は「文字集」238に掲げた。

104 「文字集」237。前號「(八)貢納中繼地、および貢納用語との關連について」には遺漏した。

105 前掲『甲骨學一百年』二二六頁。

106 前掲『甲骨文與甲骨學』三八九〜九一頁。

107 前掲「殷王朝の卜占制度概説(上)」四頁参照。前掲「殷墟花園莊出土龜甲の貢納記事について」参照。

108 「文字集」56に遺漏があり、「示:帚²⁹⁸³井²⁸⁵⁹章(合集一七四九三〓乙五二八一)」の背甲刻辭例ならびに異例であるが「章²⁹⁸³井²⁸⁵⁹(合集八八三七反)」の甲橋刻辭の二例を追加しておく。

109 侯家莊西北岡東區第六組一七六八號墓ならびに一七六九號墓出土の觶などに「圍」銘がみえ、「圍」は「韋」に通用するとの説がある(前掲「殷墟における『有功者』の墓(下)」一〇二〜三頁参照)。

110 「文字集」69に遺漏があり、「般³¹²⁹入十爭(合集六四七八反〓丙三二四)」と「奠²⁷¹⁶:〈右甲橋〉史²⁹³³爭〈左甲橋〉(合集九一七七反〓丙一五八)」の甲橋刻辭二例と「子⁰⁵⁸⁰商²¹⁴⁶入一爭(合集九二二八)」の背甲刻辭例の一例を追加しておく。

111 甲橋刻辭八例ならびに龜骨不詳六例は、多くが「岳」の字のみで貢納者の可能性も絶無ではないが、他例から署名者と推測しておく。「文字集」74に遺漏があり、「囊³¹⁸⁷廬²²⁰⁸岳(合集一五六九七反)」の甲橋刻辭例と「己丑史²⁹³³示三屯岳(合集七三八一〓粹一五〇六乙〓胡四五三)」の骨白刻辭例の二例を追加しておく。また、刻辭部位不詳とした「岳(合集四九六九)」は、甲橋刻辭例とし「岳(合集四九六九〓京四三)」と補足しておく。

112 「文字集」120に遺漏があり、「二十賓(合集一四八八九反〓京四二〇)」の甲橋刻辭一例と「甲午古²⁹³²示十屯半賓(胡四五〇)」²⁹⁸³「示一屯賓(合集六

七九曰「胡三八七珠三四一曰書博三」²⁹⁸³「示」²⁹⁹⁹屯賓（合集一七五二八）董三二「胡三七四龜一・一八・一〇」の骨臼刻辭三例の四例を追加しておく。また、「文字集」167の「□來三百龜2825（合集五二七反）甲二九八三」では、龜材の署名者として「龜2825」を取りあげたが、「賓2065」の誤讀らしい。刻辭部位が甲橋であるところから署名者らしいが、釋文は拓本からは確認できない。「龜2825」は屈萬里說（「甲二九八三」の前掲『殷虛文字甲編考釋』）にしたがって釋文したが、張秉權說は「賓2065」とした（「甲橋刻辭探微」（『漢學研究』第二卷第二期、一九八四年）四九〇頁）。「龜」「賓」のいずれも貞人であり、双方が署名者としての可能性はあるが、「龜」は「入」者や「示」者としてみえ（「文字集」167）、「賓」はほとんどが署名者例であるところから（「文字集」120）、「賓」の方がより可能性が高く、ここでは「賓」を署名者としておく。

113 「文字集」135に遺漏があり、「目」古²⁹³²乞巨（合集一三七二反）胡一〇五「甲二〇四二」宋²⁰⁴⁸古²⁹³²巨（合集三八〇八反）京二八」の甲橋刻辭二例と「庚寅帚²⁹⁸³女⁰⁴²²示三屯巨（合集四〇六八一）胡三九〇七下二二」²⁹⁸³「示」三屯巨（合集五九一白）²⁹⁸³「帚²⁹⁸³娘⁰⁶²¹示七屯巨（懷九六六C）」の骨臼刻辭三例の都合五例を追加しておく。

114 「文字集」181・211に遺漏があり、「壬申帚²⁹⁸³喜²⁷⁹⁹示一屯小叔内²¹³²」（合集九九七六反）²⁹⁸³の骨臼刻辭一例を追加しておく。

115 「文字集」226では「署名者？」としたが、「？」を除き「署名者」として扱っておく。

116 「文字集」51に遺漏があり、「乙亥乞自爭¹¹⁸⁸十屯作³²²⁷品（英國五九三白）²⁹⁸³（品は倒刻例）」の骨臼刻辭例を追加しておく。

117 この一例は倒刻例である。

118 貞人「河¹³²⁸」としての第四期説は前掲『殷墟卜辭研究』三〇〜二頁にみえる。

119 貞人「犬¹⁵⁸⁵」としての第二期説は前掲『甲骨學五十年』一一二頁にみえる。

120 貞人「丁²¹⁷⁹」としての第一期説は前掲『殷墟卜辭綜述』二〇五頁にみえる。第四期説は前掲『殷墟卜辭研究』三〇〜二頁にみえる。

121 「工²⁹⁰⁵」には他に「邑⁰³⁰⁵邑來…工（合集九二〇六反）」の例があるが、前後脱落があり、骨面か龜材か不明である。

122 甲橋刻辭に仲介者か署名者か判断しがたい例（合集四九〇九反）がみえる

ト 占用龜骨の貢納制概略（下）

が、甲橋の他例は「示」者の一例のみなので、龜材の署名者とは判断しないでおく。

123 註16参照。

124 貞人例は「癸酉卜貞貞自西八月（合集七一〇三正）」の一例のみである。

125 前掲『殷墟卜辭綜述』一七八頁。陳氏の「卜人」とは貞人のことであり、「卜官」には「入者」「被乞者」「示者」「乞者」「簽署者」の五種があるとする。

126 前掲『殷墟卜辭綜述』一八一頁。

127 許進雄說は『明義士收藏甲骨釋文篇（The Menzies Collection of Shang Dynasty Oracle Bones, 2 Vols.）』（The Royal Ontario Museum. 一九七七）三五・五七にみえる。

128 「文字集」には甲橋刻辭の二例（「貯¹⁹²³」と「骨²²⁴⁰²²⁴¹」、「史²⁹³³」と「爭¹⁰⁴⁵」）を指摘したが、他例などの検討から、二例は「骨²²⁴⁰²²⁴¹」と「爭¹⁰⁴⁵」の各々單獨署名という結論となった。

129 『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九七七年）の秦律十八種の二一簡（倉律）にみえる。

130 「懷五三b」の刻辭例にみえる。前掲「ト 占用龜骨の貢納制概略（上）」二〇頁。

131 李雪山『商代分封制度研究』（中國社會科學出版社、二〇〇四年）三一〇〜一頁。

132 同右『商代分封制度研究』六〇頁。なお、李雪山氏は貞人の「性質」の諸説には（一）「卜問命龜之人」（董作賓說）、（二）「占卜之人」（郭沫若說・陳夢家說）、（三）「史官」（董作賓說）、（四）「貞人名は、諸子諸婦および地名によく共通する」（饒宗頤說）、（五）「貞人名は、方國名・邦邑名と侯伯名に同じである」（張秉權說）と本文で指摘した晁福林說を第六説として紹介する。

133 「文字集」6に遺漏があり、「自橐³¹⁸⁷十大（合集九四二〇）後下二三・一四」の甲橋もしくは背甲刻辭例を追加しておく。

134 屈萬里氏は「へ¹¹何⁰⁰⁵⁶」の異體字が「何⁰⁴²⁶」とする（「甲二六八五」の前掲『殷墟文字甲編考釋』）。屈説にしたがえば、李雪山氏が検討対象とした「十二名」の貞人すべてがト 占材料貢納に係っていることになる。

135 「ト」の場所について、ト 辭には田獵先や行軍途上や行幸地、あるいは

「大宗」などでみられる。後世の文献史料には廟などでの例があるが、これら卜占地點に關するまとは今後の課題としたい。

136 「王」には貞人としての立場もありうるから、この場合は、「王」が立案と決定の權限をもつことになる。

137 貢納者がどのような卜辭に上せられているか、などの考察を予定している。

《略稱》

○甲骨文字

(文字番號のみ) / 殷墟甲骨刻辭類纂(姚孝遂主編) / 一九八九年
 文編 / 甲骨文字編(增訂本) (中國科學院考古研究所編) / 一九六五年

○卜辭拓片

前 / 殷虛書契前編(羅振玉編著) / 一九二二年
 後 / 殷虛書契後編(羅振玉編著) / 一九一六年

龜 / 龜甲獸骨文字(林泰輔編著) / 一九二二年
 佚 / 殷契佚存(商承祚編著) / 一九三三年

董 / 董作賓「帚矛說」『安陽發掘報告』所收 / 一九三三年
 錄 / 甲骨文錄(孫海波編著) / 一九三七年

粹 / 殷契粹編(郭沫若編著) / 一九三七年
 七 / 甲骨卜辭七集(方法斂・白瑞華編著) / 一九三八年

珠 / 殷契遺珠(金祖同著) / 一九三九年
 胡 / 胡厚宣「武丁時五種記事刻辭考」『甲骨學商史論叢初集』所收 / 一九四四年

甲 / 小屯・殷墟文字甲編(董作賓編著) / 一九四八年
 乙 / 小屯・殷墟文字乙編(董作賓編著) / 一九四八〜五三年(初版)、一九四九年(二版)

南 / 戰後南北所見新獲甲骨集(胡厚宣編著) / 一九五一年
 京 / 戰後京津新獲甲骨集(胡厚宣編著) / 一九五四年

丙 / 小屯・殷墟文字丙編(張秉權著) / 一九五七〜七二年
 書博 / 青木木菟哉「書道博物館所藏甲骨文字」『甲骨學』六〜一〇所載 /

一九五八〜六四年

京人 / 京都大學人文科學研究所藏甲骨文字(圖版篇) (貝塚茂樹輯著) / 一九五九年

合集 / 甲骨文字合集(郭沫若主編) / 一九七八〜八二年
 懷 / 懷特氏等收藏甲骨集(許進雄編著) / 一九七九年

屯南 / 小屯南地甲骨(上册) (中國社會科學院考古研究所編) / 一九八〇年
 英國 / 英國所藏甲骨集(上册) (李學勤等編著) / 一九八五年

○文獻・その他

『三代』 / 三代吉金文存(羅振玉編) / 一九三六年
 『丙編』 / 小屯・殷墟文字丙編(張秉權著) / 一九五七〜七二年

『乙編』 / 小屯・殷墟文字乙編(董作賓編著) / 一九四八〜五三年(初版)、一九九四年(二版)

『類纂』 / 殷墟甲骨刻辭類纂(姚孝遂主編) / 一九八九年
 『文字集』 / 「記事刻辭にみえる固有名關連文字集」(殷王朝の卜占制度概説(中)(中2))『金蘭短期大學研究誌』第三三・三四號所載 / 二〇〇二・二〇〇三年